

新湊川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

武庫川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

市川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

夢前川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

千種川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

矢田川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

野島川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

三原川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

本庄川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

洲本川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

楠本川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

会議資料および協議会の議事の公表は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。